

令和元年 7 月 5 日

於・中央合同庁舎第 4 号館 全省庁共用 1 2 0 8 特別会議室（1 2 階）

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
電気通信事業分野における競争ルール等の
包括的検証に関する特別委員会
次世代競争ルール検討WG（第 1 回）

開会 午後 2 時 5 9 分

閉会 午後 3 時 5 2 分

○新美主査　それでは、皆様こんにちは。本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会の中の次世代競争ルール検討ワーキンググループ第1回を開催いたします。

特別委員会の山内主査より指名を受けまして、本ワーキンググループの主査を務めることになりました、新美でございます。よろしくお願い申し上げます。

○新美主査　それでは、議事に入ります前に、総務省におきまして人事異動があったと伺っておりますので、ご紹介をいただきたいと思っております。

事務局から、よろしくお願い致します。

○大磯料金サービス課課長補佐　新しく着任しました総務省の職員をご紹介します。

まず、電気通信事業部長の竹村でございます。

○竹村電気通信事業部長　本日付にて総務課長から電気通信事業部長になりました、竹村でございます。引き続きよろしくお願い致します。

○大磯料金サービス課課長補佐　続きまして、電気通信技術システム課長の中村でございます。

○中村電気通信技術システム課長　中村でございます。よろしくお願い致します。

○大磯料金サービス課課長補佐　以上でございます。

○新美主査　それでは、本日の議事に入りたいと思っております。

まず、本ワーキンググループの開催に当たって、資料1-1のとおり開催要綱を定めてはいかがと思いますが、一読していただきまして、ご承認いただけるかどうかをお伺いしたいと思います。暫時、お目をお通しいただきたいと思っております。

(開催要綱(案)確認中)

○新美主査　それでは、開催要綱(案)につきましてよろしいでしょうか。では、ご承認いただいたということで、進めさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、この開催要綱に基づきまして、主査代理につきましては、大阪大学名誉教授・神戸国際大学経済学部教授の辻構成員が指名されておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、次の議事に入りたいと存じます。

本ワーキンググループは、先ほど申し上げました特別委員会における議論を踏まえま

して、他者設備の利用のあり方、市場の融合に対応した競争ルールの方向性等について検討を行うことを目的とするものでございます。本日のワーキンググループは、第1回目の会合ということですので、まずは、事務局から検討のたたき台をご説明いただきたいと存じます。その後、質疑応答、意見交換に移りたいと思います。

それでは、事務局から資料の説明をよろしく申し上げます。

○大内事業政策課調査官　それでは、事務局から、資料次1－2「次世代競争ルールの在り方に関する検討について」を本体資料といたしまして、資料次1－3を参考資料といたしまして、主に本体資料に沿ってご説明を差し上げたいと思います。

まず、本体資料を1ページおめくりいただきまして、2ページでございます。特別委員会の中間報告書における他者設備の利用に関する記述の抜粋でございます。

まず、1ポツでございますけれども、他者設備の利用に当たっては、主に「接続」と「卸役務」による利用形態が存在し、近年、「卸役務」の形態による他者設備の利用が拡大しております。

今後、5G、IoTの普及・進展に伴う他者設備の利用が一層拡大すると考えられるほか、スライシング・サービス等の新たなサービス提供を実現するため、事業者間連携等が多様化することが想定されるところでございます。

こういった点につきまして、3ポツの矢印でございますけれども、課題が指摘されてございまして、「卸役務」は相対契約でございまして、透明性が必ずしも担保されていない。提供条件の適正性等の確保は不十分であるといった指摘、また、スライシング・サービス等、新しいサービス領域で、提供条件の適正性等を判断することは困難である、こういった課題が指摘されているところでございます。

このような課題を踏まえまして、2030年ごろの事業者間連携、また、ネットワークのあり方を見据えて、接続ルール等を通じて実現してきた公正競争環境を引き続き確保していくため、「卸役務」・「共用」における適正性等の一層の確保など、他者設備の利用に当たっての必要な規律、また、事業者間取引の柔軟性に留意しつつ一定の透明性を確保するための実態把握等の仕組み等について、制度整備も視野に検討を深めていくべきであるとされているところでございまして、これを受けて、本ワーキンググループにおいて検討を深めていただければと考えているところでございます。

3ページにお進みください。本ワーキンググループにおける、他者設備利用に係る検討事項（案）でございます。

まず、このページにつきましては、卸役務の利用に関する現状と将来についての展望を記したものになってございますけれども、まず、1ポツでございます。近年につきましては、「卸役務」の形態による他者設備の利用が拡大しております。特に、アクセス回線を持たない事業者が他の不可欠性または優位性を有するアクセス回線、NGNまたはMNOのネットワークでございますけれども、これを利用する場合については、卸役務の利用が既に主流となっていると書かせていただいております。

この点につきましては、参考資料の13ページ目をお開きいただきますと、このページにつきましてはF T T Hについてでございますけれども、提供形態別の契約数の推移を記しているところでございまして、卸役務の提供が増えていることが見てとれると思います。

以下、詳細については後ほど述べますけれども、14ページ以下でも、同様の市場環境の変化についての資料を掲げているところでございます。

本体資料にお戻りいただきまして、先ほどの3ページでございます。2ポツでございますけれども、卸役務の利用拡大の背景といたしまして、主に3つの現象が考えられるのではないかとさせていただきます。

まず、①でございますけれども、電氣的な接続によらない他者設備の利用ということでございます。行ったり来たりで恐縮でございますけれども、参考資料の20ページをお開きいただければと思います。こちらに、N T T 東西の次世代ネットワーク（NGN）を模式的に記したものがございまして、この絵のうち、網内で折り返し通信というふうに書かせていただいておりますけれども、接続点を経由せず通信が行われているものが矢印で描かれていると思います。

こういった形態があることを踏まえての課題でございますけれども、本体資料にお戻りいただき先ほどの①のところでございますけれども、「例えば」ということで、NGN内で完結するI P 電話の通話など、NGN内に終始し接続点を通さない通信（網内折り返し通信）も生じ得るところでございます。こういったものにつきましては、接続料を設定することができないことから、卸役務に依存することとなるところでございます。「また例えば」でございますが、M V N O が音声伝送役務を提供する際には、通常、自らの設備を用いることなく、電氣的な接続が行われることがありませんので、卸役務に依存することとなるところでございます。この点につきましては、音声卸料金の適正性について、現在、モバイル研究会等で検討課題となっているところでございます。

こういった点がまず1つ目の現象でございますけれども、続きまして、②でございます。約款によらない柔軟な対応ということでございまして、こちらに書いてございまして、卸役務につきましては、約款によらず提供できることから、より多様な形で他者設備利用をしようとする個別のニーズに柔軟に対応する場合には、接続にかわり採用されることがあるところでございます。

この点につきましては、参考資料でいいますと、24ページをお開きいただければと思いますけれども、接続方式をとる場合と卸役務の形態をとる場合の様々な条件等の差異が記してございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、左側、接続形態による場合には、指定電気通信事業者につきましては接続約款によることとされておりますけれども、右側、卸役務につきましては相対契約による締結が可能となっているところでございます。

こういった違いに留意する必要があるということでございますけれども、また本体資料②のところでございます。例えば、NTT東西につきましては、MNOの基地局整備のニーズに応ずるためのフレキシブルファイバといったものが、こういった形で提供されていると承知してございます。また、MNOにつきましても、IoT向けに、個別の要望を踏まえた個別条件による卸役務の提供を実施していることがあろうかと考えているところでございます。

続きまして、③でございます。「卸役務」から「接続」への移行費用の存在ということでございまして、例えばFTTHアクセスサービスの利用者が卸役務利用のサービスから接続利用のサービスに移行する場合につきましては、ネットワークが変更となる場合がございますので、設備費用が発生するということでございます。

こういった様々な現象を踏まえて、卸役務の利用が拡大しているということが現在、発生しているところでございますけれども、さらに将来を見据えますと、3ポツでございます。今後、スライシング・サービス等の新たなサービス提供形態の登場や、5G、IoTの普及・進展に伴う需要の多様化に伴いまして、従前想定しなかった現象が顕著となり、「卸役務」の利用が一層拡大していくと考えられるのではないかとしてございます。

続きまして、4ページ目でございます。現状の他者設備利用に関する、卸役務の提供に関連する制度の現状について、書かせていただいております。

4ポツでございますけれども、第一種指定電気通信設備、また、第二種指定電気通信

設備を用いて提供される卸役務、以下「指定設備卸役務」とさせていただきますけれども、この料金等の提供条件につきましては、契約内容の事後届出制度が存在いたしまして、その内容について、総務省が整理・公表するとされているところでございます。

この点につきましては、参考資料25ページになります。こちらに、接続、卸、共用、それぞれの提供形態別に現行の規制、制度についてまとめてございまして、先ほど申し上げました役務の種類、また、料金等提供条件に関する事後届け出制度については、中ほどに書いてございますので、ご参照いただければと思います。

本体資料4ページ目の5ポツでございまして、この一方で、料金等提供条件の具体的な内容については、原則として非公表でございまして、算定根拠も他事業者に開示されていないため、オープンな政策検討の対象とすることや、他事業者が適正性・公平性を自ら確認することが困難な状態にあるところでございます。

続きまして、6ポツでございまして、指定設備卸役務の料金水準については、卸先の利用事業者から値下げ、また、適正性確保を求める意見が累次にわたり寄せられているところでございます。この点、NTT東西のサービス卸（光回線卸売サービス）の提供条件及び業務の状況については、現状、「サービス卸ガイドライン」にのっとりまして、届け出られた内容も用いて適正性・公平性に関して総務省が定期的に検証を実施しているところでございますけれども、例えば料金水準については、おおむね、接続料以上利用者料金以下であればよい——よいの意味は、競争阻害的な料金設定ではないという意味でございましてけれども——とされているところでございまして、接続に比べれば抑制的な運用となっているというところでございます。

この点につきましては、参考資料46ページをおめくりいただければと思いますけれども、NTT東西のサービス卸に関する現行の規律・ガイドライン等ということで、下段に、「サービス卸ガイドライン」について書かせていただいているところでございます。これに基づいて総務省のほうで確認を行っているというのが現状でございます。

先ほど申し上げました確認の中身、料金水準についての検証につきましては、「構成員限り」でございましてけれども、参考資料の50ページで、こういった現状を踏まえまして、卸料金の適正性についての判断が行われているというのが現状でございます。

本体資料にお戻りください。5ページにお進みいただきまして、以上を踏まえた、他者設備利用に係る論点（案）でございまして。

まず、①でございましてけれども、卸役務の利用が拡大する現状について、どのように

評価するか。少なくとも、卸役務により柔軟な設備利用が実現し、一定の利用者利便の向上に結びついたという側面はあるのではないか。

②、一方で、提供条件の適正性等に関する課題の指摘が寄せられている状況が継続しているところ、市場環境の展望を見据えれば、公正競争上の課題がますます顕在化していく可能性があるのではないか。

③、接続ルールを通じて実現してきた競争環境を維持し、提供事業者等の創意工夫により多種多様なサービスを実現していくためには、何よりも利用者視点に立っていくことが必要ではないか。そのために、提供条件の適正性と柔軟性のバランス確保が重要ではないかとしてございます。

このバランスを図るという観点からでございますが、④、公正競争上のリスクに応じて卸役務を類型化し、規制の程度を柔軟に設定するといった考え方を採用していくことが必要ではないかといたしまして、まず、指定設備を用いるなど、独占性または優位性を伴いまして、競争促進の観点から重要な卸役務であるが、接続では代替困難であるため、市場に任せては適正性が通常確保されないもの、これを仮に「重要卸役務」と呼んで、類型化してはどうかと考えているところでございます。

⑤、この場合でございますが、重要卸役務については、提供条件の適正性を直接規制する手法と、透明性の向上を通じてこの適正性を構造的に実現する手法の、いずれかまたは両方が考えられるところでございますけれども、先ほど申し上げたバランスを確保する観点からどのようなアプローチが適切かとしてございます。

⑥、仮に後者の透明性アプローチであればということでございますが、主に、オープンな政策検討を可能とし、かつ、利用事業者が自らその適正性等を確認できる一般的な仕組みを導入することが必要ではないか。ただし、具体的にはどのような方策が適切と考えるかとしてございます。その他、接続ルール等を参考といたしまして、卸役務の提供についての情報の目的外利用の禁止、機能分離等のルールを定める必要があるかについてもご議論いただければと考えてございます。

⑦、一方で、重要卸役務について、適正性確認の観点から、先ほど申し上げた透明性の向上に加えまして、例えばということで、利用者料金水準及びコスト水準との時系列比較を行い、結果を広く共有するとともに、提供事業者に適正性について説明を求めるといった考え方について、どう考えるかとしてございまして、⑧、以上の検討を踏まえつつ、柔軟性をできる限り損なわないようにするためには、例えば、重要卸役務以外の

卸役務については、より抑制的な制度対応としていくことも考えられるのではないかと
してございます。

今回、「共用」についても同様の検討が適当ではないかと考えてございますけれども、
卸役務との本質的な違いがあるかどうかについてもご議論いただければと考えてござい
ます。

6 ページにお進みください。以上の論点を踏まえた、卸役務の類型化を試みたもので
ございます。この図につきましては、あくまで模式的に記したものでございまして、議
論のきっかけとしていただきたいものでございます。

一番下ですが、現状は、その他の卸役務については一般的なルールのみがあるところ
でございまして、上の青い枠でございます。2つ目、指定設備卸役務というものについ
ては、主要卸先との契約内容の事後届出制があるところでございますけれども、今回、
我々として、ご議論いただきたい点としては、こういった点については、より抑制的な
制度対応をとるとした上で、その上の赤枠でございます。今回の論点でお示ししてお
りますとおり、接続での代替が困難であり、競争促進にとって重要な卸役務というものを、
仮に「重要卸役務」といたしまして、この提供条件の適正性の確保に向けたルールのあ
り方についてご検討いただければと考えているところでございます。

以上が、他者設備の利用についての論点（案）でございます。

7 ページにお進みください。本ワーキンググループにおいては、将来の市場融合とル
ールの見直しについても、あわせてご議論いただきたいと考えているところでござい
ます。

今後の変化について、ネットワーク構造の変化と市場構造の変化の両面から捉えてみ
たものでございますけれども、まず、1 ポツにございますとおり、ネットワーク構造の
変化の観点からは、5 G時代における光回線等、設備の重要性が一層高まると想定され
ることから、現行の非対称規制の考え方は維持することが適当であるとされてございま
す。

「その上で」でございますが、2 ポツでございます。アクセス回線については、エッ
ジコンピューティングの普及を見据えたコロケーションスペースの活用の必要性等を含
め、新たなボトルネック領域について検証を行うことが適当であるとしてございます。

3 ポツ、また、基幹的コア網については、P S T Nからの移行、その他多様なサービ
ス実現の必要性等を見据えまして、N T Tにおいて次世代の基幹的コア網のあり方を早

期に示すとともに、関係事業者間で情報共有を図る仕組みを検討することが適当であるとしてございます。

4 ポツ、市場構造の変化の観点からでございますけれども、今後、固定・移動市場における事業者間連携等の進展を通じ、市場支配力のあり方が変化する可能性、また、回線設備を設置せず、市場の外部にありつつ電気通信に密接に関連する事業を営む者が登場し、レイヤーを超えて強い影響力を有する可能性、こういったものが考えられるところでございますので、ネットワーク市場において共同的な市場支配力を行使するなどの問題を生む可能性も考えられるところでございます。

「※」に書いてございますけれども、1つ目については、NTTグループの今後のネットワークのあり方によって、固定・移動の融合が進むといった懸念、課題についての意見、また、「※2」については、ネットワークオーケストレーションを想定した問題意識、課題意識について書いたものでございます。

最後のポツでございますけれども、こういったことを踏まえまして、固定・移動通信の市場区分を越えて、新たな影響力を及ぼし得る「設備」・「機能」・「主体」を想定しつつ、現行の非対称規制の範囲に関する考え方を弾力化するなど、新たな競争ルールのあり方について、引き続き検討を深めることが適当であるとしてございます。

この点については、今後、NTTから、将来のネットワーク構想についての意見聴取を行うなど、将来の変化を見据えた検討を行っていくことが必要というふうに事務局としては考えているところでございます。

8ページにつきましては、今後の検討スケジュールでございまして、本ワーキンググループにつきましては本日、立ち上げをいたしまして、今後、事業者ヒアリング等を通じまして、9月から10月にかけて意見の集約といったものを図っていただければと考えているところでございます。

続きまして、参考資料について、補足的に説明させていただきたいと思えます。

○大磯料金サービス課課長補佐　続きまして、資料次1-3、参考資料集を、簡単に主要な部分だけご紹介をしたいと思います。

めくっていただきまして3ページ目、右上のページで3のところからですが、今回の議論は、卸や共用を中心ということでありまして、FTTHの小売市場の状況につきましても、ご参考のため、ここでご紹介いたします。3ページ目は、主な事業者の小売月額料金の推移でございます。ご覧になればわかるように、5,000円ぐら

いの水準で、あまり変化なく推移しているというのが近況でございます。

続きまして、4ページ目は事業者別のシェアということで、細かいところは構成員限りですけれども、NTTドコモが最大のシェアを有しているというのが今の状況で、また、ソフトバンクのシェアも増加傾向にある。この2者は、サービス卸、卸役務を使ってサービスを展開しているというところでございます。

5ページ目は飛ばしまして、6ページ目は、これも小売のところの資料ですけれども、利用者が同じブロードバンドサービス、同じ事業者をずっと契約する傾向があるというアンケート結果でございまして、10年以上、同一の事業者を継続利用する者が一番多いという結果になっております。

7ページ目は、最近調査をしました、利用者におけるF T T Hサービスの事業者間の乗りかえを、いろいろな手法を使って調査した結果の概要でございまして、セット割が一定の影響を与えているのではないかと。セット割というのは、モバイルとF T T H、両方契約することで割引がきくというものですけれども、そういうものが一定影響があるのではないかとか、あるいは、乗りかえ時に違約金等の負担があるので、キャッシュバックとかがなければ乗りかえが進まないのではないかなどの現状認識をまとめさせていただいております。

8ページ目以降は、今触れましたモバイルとF T T Hのセット割引というのが、具体的にどういう額で提供されているのかというのを、すみません、NTTドコモとソフトバンクの例でございまして、挙げさせていただいております。

11ページ目ですが、乗りかえの直接的費用ということで、F T T Hサービスの事業者を乗りかえとなったときに、金銭的費用として例えばこういうものがあり得るということで、違約金とか工事費があるというのを掲げております。

というのが小売市場の主な状況でございまして、13ページ目以降で、卸売市場の主な状況を載せてございまして、先ほど大内のほうから触れましたけれども、やはり卸の利用が拡大しているということ。

それから、14ページ目は、卸の中でも、F T T Hの卸というのはNTT東西だけが提供しているものではございませんけれども、ただ、NTT東西のサービス卸の契約数がやはり非常に多くなっているというところをお示ししております。

15ページ目は、NTT東西のサービス卸を使っている卸利用事業者の数が増えてきており、今、東西合計で768者いるということです。

16ページ目は、サービス卸の契約数に占めるNTTグループやMNOのシェアということで、MNO、すなわちNTTドコモ及びソフトバンク、この2者のシェアが7割を超えているというグラフを載せております。

19ページ、20ページは、設備から見た利用形態ということで、NTT東西のNGN及び光ファイバの部分なんですけれども、19ページ目は少々複雑な図になっておりますけれども、卸役務の卸料金というのはどの設備に対して主に支払われていると考えられるのかというのを模式的にあらわしたもので、オレンジの矢印のところは卸料金で負担している部分なのではないかと思われる。ただ、それだけで支払いが済むわけではなくて、右の緑の点線の右の区間につきましては、別途、ISPが接続料を支払うというような形で、実は、接続も卸も両方支払っているというのが実態でございます。

20ページは、折り返し通信のところですので、飛ばさせていただきます。

22ページ目以降は、現行ルールの解説でございまして、皆様ご存じのことが基本的に多いと思いますので、もし何か必要があったときにご参照いただければと考えております。

28ページ目以降で、接続ルールの細かなところも含めて、運用の実態やルールの内容をご紹介します。

主立ったところを言いますと、33ページ目に、加入光ファイバの接続料がどんどん下がってきているという状況をお示ししているほか、34ページ目以降で、接続料の認可というプロセス、制度がございまして、その中でどのように透明性を確保してきたかというような取り組みであるとか、あと、36ページ以降で、そうはいつでも全ての情報が一般公開されているわけではなくて、物によっては、個別開示、共通開示というような方法で情報提供がされているというのが36ページ目なんですけれども、こういったことで、接続ルールの中でも、情報の取り扱い、透明性確保については議論がまだ続いている状態というのを、例としてご紹介しております。

40ページ目以降は、スタックテストというのは、接続料のほうでは認可に当たって主に実施しているということで、利用者料金収入と接続料総額を比較して、両者の差分が20%以上あるかどうかというのを確認するプロセスでございまして、それが40ページ目でお示ししております。これを満たしていないということになると、次の確認が必要になってくるというようなことでございます。

飛ばしまして、46ページ目以下が、サービス卸に関する現行のルールの主な内容と

その運用の状況でございます。

46ページは、先ほど大内が少し触れました。1点補足ですけれども、「サービス卸ガイドライン」は、電気通信事業法上問題となり得る行為例を主にお示ししております。ですので、こういった問題となり得る例に当たるものがないかどうかというのを毎年、総務省のほうで確認しているというような状況でございます。

47ページは、NDAということで、秘密保持義務の規定が相対契約の中に入っているというようなお話であります。

52ページまでお進みいただきまして、総務省のほうで毎年、市場検証の一環でもありますが、料金の面も含めて、サービス卸の業務状況を確認させていただいているわけですけれども、年によっては、より詳細な確認を実施しております。52ページで掲げておりますのは、主にNTT西日本における利用者料金と卸料金の関係につきまして、不当な競争を引き起こしていないかどうかという観点で確認したことがございましたので、その結果の概要を載せております。NTT西日本において、ここは、利用者料金、卸料金の水準の関係に逆転現象は認められず、両者の接近が見られる場合も限定的ということで、結果としてあまり問題なかったということですが、調査の過程で、利用者料金・卸料金、双方をNTT西日本は見直されたという事情がございました。

55ページ目以降が料金ということで、卸料金と接続料水準の比較と推移をグラフでお示ししております。4種類グラフがありますが、それぞれNTT東日本・戸建て、NTT東日本・集合住宅、NTT西日本・戸建て、NTT西日本・集合住宅ということで4種類、グラフがついてございます。ご覧いただければと思います。接続料はコストに基づいて算定されていますので、こういうふうに比較をしようと思えばできるということでございます。

主なところは以上です。

○新美主査　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきましてご質問のある方は、どうぞご発言をお願いしたいと思います。それでは、北さん、お願いします。

○北構成員　　ご説明ありがとうございます。

3ページで確認させていただきたいのですが、卸役務の利用拡大の背景として、3つの事象を挙げていただいている、①、②についてはそのとおりでなと思うのですが、③の卸から接続に移行するときに費用が発生するから卸役務の利用が拡大している、逆に

言うと、接続に移行していないということを書かれています、実際に市場でこのような事象、事案、あるいは、ユーザーサイドからそのような声が挙がっているのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

○新美主査 では、よろしくお願ひします。

○大磯料金サービス課課長補佐 ありがとうございます。ここも含めて、実は現状認識につきましては、事業者ヒアリングも含めて、いろいろ意見を聞いてみたいと思つているところですけれども、この7月1日に事業者変更が始まったということで、NTT回線を使い続けるということであれば、事業者がかわつても工事費がかからなくなりましたと。

逆に言うと、今まではそういう形態であっても、そういう乗りかえであっても、工事費はかかるというのが通常であつたわけで、基本的には、事業者を乗りかえると、工事費を利用者が新たに負担しなければいけないというのが今までの多くの現状で、その状況は、卸役務の利用のサービスから接続の利用のサービスに乗りかえる場合、あるいは逆の場合には、今後も継続するであろうという想定に基づいて、主に書いたものでした。

苦情が上がつているかどうかというところは、そこまでデータを持ち合わせているわけでは、現在ではございません。

○新美主査 どうぞ。

○北構成員 コラボから接続に戻すということはあるんですかね。

○大磯料金サービス課課長補佐 個別のサービスの話に段々なつてくるかもしれませんがけれども、接続を利用するサービスというのは、あくまで一般論ですけれども、卸利用のサービスというのは設備を、同じものを各事業者が基本的に使いますので、なかなか品質の差別化というのが、もちろん程度によりますけれども、工夫すれば何とかなる場合もあるかもしれませんが、そういう観点では、接続を利用しているほうが品質の差別化があるかもしれないというような、そこは一般論です。

あとは、利用者がどのサービスを魅力的と感じて、乗りかえを検討されるかということかなと思います。

○新美主査 よろしいでしょうか。では、辻さん、お願ひします。

○辻主査代理 ご説明どうもありがとうございました。

これからご検討される問題の重要性というのは、非常によく理解しているつもりですが、このような新しい政策を打たれる場合には、それなりの現状、ユーザーないしほか

の事業者の方の苦情とか、そのようなものが蓄積して、政策当局がその解決をしますということになります。主なご説明は、30年に向けた必要性ということは非常にうまく説明され、それはよくわかりました。現状で、今、北構成員が言われたような転換の事例があるのか、あるいは具体的に何か現在の卸等で苦情が上がって、総務省が把握しているとか、そのような例があれば教えていただけますでしょうか。

○大内事業政策課調査官 参考資料のほうで、53ページ、54ページあたり、構成員限りになるんですけども、既に我々のほうでも様々な、例えばサービス卸でございすけれども、料金水準ですとか提供条件の適正性に関するご意見というものを頂戴しているところでございまして、例えばということでもいいまして、こういった課題認識も踏まえまして、今後、検討を深めていければと思っておりますけれども、こういった機会でございますので、改めて次回以降、競争事業者、利用事業者を含めた様々な関係者の方から、ヒアリング等を通じて、さらに現状認識の深掘りというものをさせていただければと考えているところがございます。

○新美主査 どうぞ。

○辻主査代理 わかりました。53ページが目に入らなかったもので伺いました。これは主に接続事業者というか、ISPのような方ですね。お聞きしたかったのはもう一つ、ユーザーの方です。もし、ユーザーの方はヒアリングはされてませんので、何かあれば教えてください。

それから、もう1点、北構成員が言われた、乗りかえです。ここの最初のところで言われた、4ポツでしたか、接続と卸の代替性ですね。これは、技術的な代替性は基本的にあるわけで、事業者が接続を選ぶか、卸を選ぶかというのは、それはあくまで経済的な合理性とか、あるいは先ほど言われた、クオリティーを考えるとかで選択されているわけです。だから選べないという、つまり代替がないということではないと思います。だから、代替性を強調されておられるのが、少し意図がよくわからないですけど。

○大磯料金サービス課課長補佐 例えば参考資料の11ページに、乗りかえの直接的費用、違約金や工事費がかかる場合がありますよと触れさせていただいたり、あと、その状況も踏まえて、7ページ目に、F T T Hの利用者における乗りかえに対する意識といいますか、現状をまとめたりしているんですけども、確かに、乗りかえの工事費用とかは一過性のものであって、それがあからといって乗りかえが全くできないということはおそらくなくて、そういう意味では、代替性が全くないということはおそらく

ないんだらうと思いますけれども、様々な我々の調査を通じて、今のところ現状認識としては、やっぱりその金銭的負担も含めて、少しバリアといいますか、コストがある
と移行は、代替はやりづらい方向には当然なるという主張を触れております。

○辻主査代理　　ありがとうございました。

○新美主査　　どうもありがとうございました。

ほかにご質問ございましたら、どうぞ。

○西村（暢）構成員　　ご説明ありがとうございました。今の質問に関連いたします。参考資料の13ページに、F T T Hの提供形態別契約数という形で、卸の増加というものが顕著に示されておりますけれども、この理由といいますか、分析の結果というものを
お教えいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○大磯料金サービス課課長補佐　　このグラフの自己設置は、N T T東日本・西日本が自ら設置をして提供しているフレッツ光サービスの契約数が含まれています。したがって、フレッツ光サービスから卸役務を利用するサービスである、例えばドコモ光であるとソフトバンク光といったものにかえをすると、自己設置から卸利用のほうに契約数の数に移るということになります。

そこは、フレッツ光サービスから卸役務利用のそういったサービスにかえるときは、転用という仕組みが以前からございまして、違約金が免除され、また、工事費もかからず、さらに電話番号も継続して利用できるという仕組みになっておりますので、そこは多分、乗りかえやすいんだらうということで、そういったものが一つの理由になっているのかなと思っております。

○新美主査　　よろしいでしょうか。どうぞ。

○西村（暢）構成員　　ありがとうございました。そして、検討のほう、参考資料ではないほうのペーパーの5ページのところで質問をさせていただければと思います。

5ページの④のところに、これからの方向性のようなものが示されているかと思えます。上から4行目の、「接続では代替困難であるため」と記載されておりますけれども、特に具体的に何か、接続では代替困難というのは、どういう現状、あるいは現象と理解すればいいのか、お教えいただけますと幸いです。

○大内事業政策課調査官　　これは必ずしも、定義として確たるものが現時点であるわけではございませんけれども、例えば利用者から見て、接続と卸というものが、公平に選
び得る選択肢としてあるかどうかといった実質的な判断もあろうかと思えますし、また、

先ほど申し上げましたように、機能的に、そもそも接続で提供されていないといったものもあろうかと思えます。

様々な観点から、接続と卸というものが2つ、自由に選択し得る選択肢となっているかどうか、それが提供しやすい形で市場で提供されているかどうかといったことを、多角的な観点から判断をしていって、そういった中で、利用者が依存せざるを得ないといえますか、市場において非常にプレゼンスが高いと考えられる卸役務については、重要であるという判断を行ってはどうかという提案でございまして、今後、具体的な内容ですとか条件等についてもご議論いただければと考えているところでございます。

○新美主査 よろしいでしょうか。ほかにご質問ございますか。

では、長田さん、お願いします。

○長田構成員 そもそもな質問で恐縮ですが、今の5ページの③のところ、「何よりも利用者視点に立っていくことが必要ではないか」の「利用者」というのは、エンドユーザー、消費者と考えてよろしいのでしょうか。

○大内事業政策課調査官 はい。最終的には、エンドユーザーから見て、使いやすいサービスが提供されるような競争環境を確保するということが大事だと考えています。

○新美主査 よろしいでしょうか。

○長田構成員 はい。

○新美主査 ほかにいかがでしょうか。

では、北さん、お願いします。

○北構成員 同じく5ページの④で、今回、たたかれ台として、重要卸役務というご提案をさせていただいていますが、省内で検討されたときに、ほかのオプションが幾つかあって、それらのオプションのプロコンを見たときに、この類型化がよいのではなかろうかというご提案なのであろうと推察するのですが、ほかに、例えばどんな切り口、どんなオプションがあった上で、まず、これを一つの類型としてご提案いただいているのか、プロセスを教えていただきたいと思えます。

○大内事業政策課調査官 事務的な検討のプロセスをつまびらかにすることは極力差し控えたいと思えますけれども、基本的な考え方といたしまして、やはりバランスが重要だと思っております、適正性の観点から課題があることは事実ですので、何かしらのルール必要性というものは、政策の選択肢として考えざるを得ない。

ただし、やはり必要な範囲において、もし規制を導入するというのであれば、必要

最小限の範囲で相応な措置を講ずるということがおそらく求められると。基本的には競争領域でございますので。

ということですので、特に、まずはそれを念頭に置いて、ルール化の必要性、是非、もしくはその内容について、検討すべきものというのは何だろうかという、やはり利用者目線に立てば、利用者への影響が大きいものであろうということ、例えばということで、こういった考え方を提示させていただいているものでございます。

ですので、リスクに応じて、今後、ルールのあり方について検討するというところだけをとってみれば、様々な選択肢は理論上あり得るかと思えますけれども、特に重点を置いて、ルール化の必要性が特に高いと考えられるものは何なんだろうかというところを議論の出発点にしてはどうかと考えているところでございまして、ちょっとそれ以上は、申しわけございません。

○北構成員 了解しました。

○新美主査 ほかにいかがでしょうか。

今のところにちょっと関連して、これは全くの、考え方がないし発想の捉え方なんです、6ページの図で、ある意味で、この考え方ですと、原則フリーで、重要卸役務については規制をするということなんです、逆に言うと、原則は公共サービスだから規制をして、特に問題のないものは外していくという考え方もあるんですね。というのは、そうしますと、原則規制で、自由競争を認めていく段階において規制を段々と緩めていくとか、そういう頭の体操といいますか、考え方もあり得るので、どういう形でたてつけをするかというのは少し考えてもいいんじゃないかなと思って伺っていたんですが、これが悪いんじゃないかと、考え方の捉え方ですね。デフォルトをどうするかということで考えていくと、たてつけもつくりやすいこともありますよというだけですので、これは全くの伺っていたときの感想ですけどね。

ほかに、どうぞ、ご質問、ご意見がございましたら、よろしく申し上げます。

では、大谷さん、お願いします。

○大谷構成員 すみません。まず、遅刻してしまったおわびを申し上げたいと思います。

資料を拝見させていただきますと、5ページのところにいずれも重要な論点が掲載されているところですが、特に関心を持って拝見したのが⑦でしょうか。重要卸役務について、利用者料金水準とコスト水準の時系列比較を行って、結果を広く共有するというところで、事業者自身がその適正性や公平性を確認できる仕組みという⑥と密接にかかわ

るものだと思います。時系列比較ということでは、接続料がこのところずっと値下がりしてきているところですが、それに対して、卸料金がどのような状況になっているのかといったことを客観的に確認することによって、卸料金はあまり金額が下がっていないのではないかというような声も実際に寄せられているところですので、卸料金と接続料の差について、どんな説明が可能なのか、提供事業者サイド、それから、利用事業者サイドのそれぞれの観点でオープンな議論ができるように、今後、検討範囲、重要卸にどこが該当するかにもよりますけれども、ぜひ事業者様のご協力をいただきたいなと思っています。

ということで、⑥、⑦の賛同ということで強く申し上げたいと思います。以上です。

○新美主査 ありがとうございます。ほかにご質問、ご意見ございましたら。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。西村さん。

○西村（真）構成員 この重要卸役務は、今、想定されているのは、光コラボということではないのでしょうか。

○大内事業政策課調査官 現時点で具体的に想定しているサービスはございませんが、我々として、今、卸サービスというものがどういった形で利用者にとって受け入れられていて、市場においてどのような形で提供されているかということについてのデータですとか、そういったものについては引き続き提供させていただきたいと思いますので、今後、こういった考え方に基づいて、仮にご議論いただけるということであれば、その点についてもあわせてご議論を深めていただきたいと思います。

○新美主査 よろしいでしょうか。ほかにご質問、ご意見。

では、よろしくお願いいたします。

○酒井構成員 完全に理解していないところがあるんですが、こここのところ今、例えばNGNの網内折り返しみたいに、これは接続ではできなくて、卸だからできるんだという話がございますけれども、そういう意味で、だから卸を規制しようという考え方と、卸と同じようなことを接続でできるような新しい接続点とか、そういったインターフェースを設けるという考え方も逆にあり得るのでしょうか。

○新美主査 いかがでしょうか。

○大磯料金サービス課課長補佐 決して排除はされないと思います。すみません、明確に書いてございませんが、そうすると、接続というルールに合わせるために設備を変えらなければならないのではないかと。それはちょっと恐れている点です。それによって、

追加的に社会的コストがかからないかというところは、ちょっと懸念するところがございます。

○新美主査　　どうぞ。

○酒井構成員　　もともと、ほんとうの昔の電話の接続のころから、昔は接続はなかったですね。それを接続するために、NTTは必ず何か余計な設備を構築していたんですね。だから、その多寡は別として、接続に持っていくために、いつも何か設備を構築していたので、そうしないと、自分の会社でつくったものを、他者につなぐ気はもともととはなかったですからね。

だから、この場合においても、逆に、同じように、それがいいかどうかは別ですけど、接続のために新しい、例えば網内折り返しのための接続インターフェースを設けるとかいうことも、頭の体操としてはあり得るわけですね。

○新美主査　　ありがとうございます。私の発言の趣旨もそこに近いところがありまして、そもそも原点に戻って、何で接続がこういう仕組みになったのかというところを考えておく必要があるのかなという気がいたします。

ほかにご質問、ご意見ございましたら。いかがでしょうか。

どうぞ、西村さん。

○西村（暢）構成員　　2度目で失礼いたします。質問とお願いになろうかと思えます。

5ページ目の③、利用者視点ということで、これは川下の市場の競争状況が極めて重要ということからいたしますと、利用者視点からのデータ収集というものがすごく大事になってくる場面が出てくるかと思えます。それによって、十分な競争が川下で起きていないから、卸のほうでの規制というふうに広がっていく可能性も、論理としては考えられます。

そこで、質問というのが、共用の指摘が5ページの一番下にもございますが、利用者視点から立った場合の共用に関する何か問題意識というもの、あるいは問題点というものを、現時点で把握しておられるのであれば、差し支えない範囲でお教えいただければと思います。よろしく願いいたします。

○大内事業政策課調査官　　ありがとうございます。現時点で、共用について固有の、こういった具体的なルールのあり方についてご提案するまでの、違いをお示しできるような形での論点というものが整理できているわけではございませんけれども、一般論として言いますと、今後、5Gですとか様々な形で、インフラですとか設備の共用というも

のがどんどん進んでいくということが見込まれますので、共用のあり方、また、範囲も非常に拡大していくということを見据えて、何かしら今のルールについて課題がないかどうかということを検証していくという点については、同じ見地に立っているのかなと考えてございます。

○新美主査　よろしいでしょうか。ほかにご質問等ございましたら。

では、私も質問を1つ。いただいた本体資料の7ページ目の第4ポツで、共同的な市場支配力の行使等の問題が出てくる可能性、これはおっしゃるとおりですけれども、電気通信事業法で対応されるおつもりかどうかというのを伺います。

○大内事業政策課調査官　これまでの電気通信事業法というのは、基本的には電気通信回線設備を設置している事業者が、競争環境、また、利用者の利益の確保の観点から、与える影響が大きいという点に着目して、様々な規律を構築してきたというのが基本であるかと思えます。

そういった観点からしますと、今後、設備を持たずに機能だけを活用する、もしくはサービスを提供するといった主体に対するあり方については、この法律の今のたてつけも含めて検討する必要があるかと思えますけれども、どちらかといいますと大がかりな検討になりますので、中長期的な視野も入れながら検討していく必要があるのかなと考えてございます。

○新美主査　わかりました。これはコメントですけれども、これは非常に重要な問題ですけれども、従来は個別の、要するに法主体単体で全部規制をしたり、いろんなことをやってきたんですけれども、共同性がある場合をどういう要件で、どういうふうにくくるといのは非常に大きな問題につながりますので、議論はぜひしなければいけないと思えますけれども、その辺の問題意識、みんなで共有していけたらなと思っております。

ほかにご質問、ご意見、ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

大体どういうことが問題で、どんなことが検討課題として浮かび上がってくるかということ、あらましが了解いただいたし、ご質問いただいたと思えます。まだ短時間で、帰ってみてよく読んだら、こんなものもあるだろうとか、いろんなものが浮かんでくるかと思えますので、追加で質問、コメント等がございましたら、事務局において取りまとめていただくことにしておりますので、7月10日まで——あまり時間はありませんが、あと5日間ですね——にメール等で事務局までお寄せいただければという

ことでございます。

今後、本日の議論も踏まえまして、関係事業者、団体のヒアリングも実施してまいりたいと考えております。

最後に、次回会合等について、事務局からご説明をよろしく願いいたします。

○大磯料金サービス課課長補佐　ありがとうございました。

　　次回のワーキンググループの詳細につきましては、また、事務局より別途ご案内いたします。以上です。

○新美主査　ありがとうございました。それでは、本日、若干早目でございますけれども、これにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。